

## 第 20 回太宰府市自治基本条例審議会

平成 26 年 12 月 22 日（月）午後 7 時～

於太宰府市役所 4 階大会議室

出席者；

欠席者；

次 第

1.開 会

2.会長挨拶

議 事

1、会長・副会長たたき台について

2、その他

閉会

次回 平成 27 年 1 月 21 日（水） 19:00～：市役所 4 階大会議室

■第 18 回審議会の内容を踏まえた修正対照表

頁、条	旧	新
<p>40 頁 第 17 条 組織および 人事政策</p>	<p><b>【条文】</b> 第 1 7 条 市長等は、柔軟な課題対応及び部局間連携を可能とする組織体制の整備に努めるものとする。 2 市長等は、第 1 2 条に規定する職員のあるべき姿の実現及び組織力の発揮のため、効果的かつ計画的な職員の採用、長期的な観点に基づく人材育成、並びに適切な人事評価及びそれに基づく職員の配置及び昇任等に努めなければならない。 <b>【解説】</b> ・昨今の財政事情の中、削れる予算として安易に研修費用がカットされる傾向が全国的にあります。また、信賞必罰の人事が行われないために、元々やる気にあふれていたはずの職員がやる気を失ってしまうケースや、年功序列的な人材登用により、組織運営が停滞しているケースも全国的に珍しくありません。そこで、第 2 項では、①とかく軽視されがちな人材育成につき、長期的な観点に基づいてしっかり行うべきこと、②適切な人事評価を行い、市民に寄り添い、課題等の解決に真摯に取り組む、やる気のある職員や実力のある職員をきちんと評価すべきこと、③昇任・昇格や人事異動も年功序列等にとらわれることなく行うべきことを規定しています。</p>	<p><b>【条文】</b> 第 1 7 条 市長等は、柔軟な課題対応及び部局間連携を可能とする組織体制の整備 <u>・充実</u> に努めるものとする。 2 市長等は、第 1 2 条に規定する職員のあるべき姿の実現及び組織力の発揮のため、効果的かつ計画的な職員の採用、長期的な観点に基づく人材育成、並びに適切な人事評価及びそれに基づく職員の配置及び昇任等 <u>人事政策の運用</u> に努めなければならない。 <b>【解説】</b> ・昨今の財政事情の中、削れる予算として安易に研修費用がカットされる傾向が全国的にあります。また、信賞必罰の人事が行われないために、元々やる気にあふれていたはずの職員がやる気を失ってしまうケースや、年功序列的な人材登用により、組織運営が停滞しているケースも全国的に珍しくありません。<u>また、行政改革が複雑化していく中で求められるスキルを高める要請が高まっています。</u>そこで、第 2 項では、①とかく軽視されがちな人材育成につき、長期的な観点に基づいてしっかり行うべきこと、②適切な人事評価を行い、市民に寄り添い、課題等の解決に真摯に取り組む、やる気のある職員や実力のある職員をきちんと評価すべきこと、③昇任・昇格や人事異動も年功序列等にとらわれることなく行うべきことを規定しています。</p>
	<p><b>【審議会の議論】</b> (職員のスキルアップ) ・元々やる気のある職員がやる気を失わないよう、職員のモチベーションをあげるのはもちろん、技術(スキル)をあげることも大事である。 →「そこで第 2 項では」の前に「また、行政改革が複雑化していく中で求められるスキルを高める要請が高まっています。」のような趣旨の説明を加える。</p>	
	<p>(市民意見 No1 一つ目) →回答の方向性:「整備」を「整備・充実」に修正する。 (市民意見 No1 二つ目) →回答の方向性:「長期的な観点」を「長期的な視点」に変えるかどうかは、条文全体のひょうそくに合わせる必要があるため、いったん保留する。</p>	

(市民意見 No1 三つ目)

→回答の方向性：「～職員の配置及び昇任等人事政策の運用に～」とする。

(市民意見 No2)

- ・人事政策に関して、細かく規定するといろいろな制約が出てくるので、現行のままが良いと思われる。
- ・本審議会は、人事政策の基本的な方針を審議しており、この条例を基に具体化は別に検討していくものである。

→回答の方向性：原文のままとする。

(市民意見 No3)

- ・「人事政策」といった場合に、あるべき姿を指し示し、そこに導いていくというニュアンスであり、「人事管理」というのは、目的のもとで、それを最適化、効率的に実現していくというニュアンスがあるかと思われる

→回答の方向性：原文のままとする。

## ■ 第 18 回審議会の内容を踏まえた修正対照表

頁、条	旧	新
第〇条 外部監査	<b>【条文】</b> —	<b>【条文】</b> (新規作成) <u>(外部機関その他第三者による監査)</u> 第 29 条 市長は、適正で、効率的かつ効果的な行財政の運営を確保するため、必要に応じて外部機関その他第三者（以下「外部機関等」という。）に監査を実施させることができる。 2 住民は、前項に規定する目的を達成するため、市に対して監査委員に代えて外部機関等による監査の実施を請求することができる。 3 市長は、前項に規定する請求があったときは、外部機関等に監査を実施させることができ、その結果を公表するものとする。ただし、監査を実施させないときはその理由を公表するものとする。 4 前 3 項に規定する外部機関等による監査の実施に関する手続その他必要な事項については、別に条例で定める。
	<b>【審議会の議論】</b> (外部監査) <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部の目から見るとというのが重要なのではないか。現在の内部監査は、必ずしも十分ではない。</li> <li>・職員や監査委員、そして議会の方がキチッと学習すればすむ話しである。</li> <li>・外部監査には費用がかかるため、職員と議員がしっかりやれば十分である。</li> <li>・「何のために外部監査を入れるのか」という目的が必要である。</li> <li>・無駄使いをなくす、といったニュアンスなら「行政評価」で規定してかまわないのではないか。</li> <li>・職員や議員の資質を向上させて目的を達成するのと、厳格な外部評価機関により職員や議員の評価をして目的を達成するのでは、どちらもどっちで、早急な効果が得られる話しではないだろう。</li> <li>・効率性とか妥当性のレベルだけではなく、効果や目標の実現性という政策、行政評価のレベルに近いものが期待されている。</li> <li>・外部監査というより、審議会的な委員会を設けて、公開の場で政策の妥当性や必要性を議論し、最終的には議会が決めることが筋である。</li> <li>・いろいろなチェック体制を規範的にも策定する必要がある。</li> <li>・今の委員は、本当の意味で専門家ではない、監査報告書の記述も甘い。</li> <li>・具体的な監査の方法を規定するのは、やや気になる。</li> <li>・例えば、岸和田市の条文を参考にしようか。</li> <li>・現行法下でもできるけど、そこをあえて規定し意識化させることにつながる。</li> <li>・なお、外部監査でやるべきことと、行政評価でやるべきことが混乱し勝ちであり、権能がないところに期待しても結果は得られない。行政評価で外部の視点を入れる方が、効果があるという意見もあると思われる。</li> </ul> →岸和田市を参考に条文を新たに追加する。	

## ■市民意見に対する回答の方向性

頁、条	審議会の議論
41 頁 第 18 条 行政評価	<p>(市民意見 No1 一つ目)</p> <p>→回答の方向性：岸和田市を参考に条文を新たに追加する。</p> <p>(市民意見 No1 二つ目)</p> <p>→回答の方向性：オンブズパーソンは設けない。オンブズパーソンの役割が明確になってから、必要性に応じて検討する。</p> <p>(市民意見 No2 一つ目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政評価は、単純に費用対効果ということだけではなくて、事業のあり方を見直したり、数値化できないもの、見過ごされてしまい勝ちなものを浮かび上がらせることまで含めた形で議論をしていくものである。</li> <li>・行政評価は、正しいかどうかを判定する場ではない、こういう問題点がある、ということを浮かび上がらせるものである。</li> <li>・少なくとも、行政評価で出された意見等に対して、行政側にキチンと説明する責任を課していくことが大事である。</li> </ul> <p>→回答の方向性：「市民の視点を踏まえて～」は「市民の参画を通じて～」に修正する。</p> <p>(市民意見 No2 二つ目)</p> <p>→回答の方向性：統合型行政評価システムについては、それがベストではなく、いろいろなバリエーションがあるととらえるべきだと考える。</p> <p>(市民意見 No3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会がいかにかかりきりであるかであり、具体的な議会改革で議論されているところである。ここで明文化しなくても、これは議会の役割に含まれている。</li> </ul> <p>→回答の方向性：ご指摘の趣旨は同感であり、第三項で規定しており、他の条項で読み取れる内容と考えられる。</p>